

～ごみ減量化による循環型社会の形成を目指して～

# 始めよう!生ごみリサイクル

## ■コンポスターを使ってみよう!

コンポスターは、ごみを土に接触させて土の中の微生物やミミズなどの働きを利用し、堆肥を作ります。台所の生ごみの他、枯葉、枯草、小枝などを堆肥にできます。また、容器の大きさも様々なものがあり比較的生ごみが多く出るご家庭には最適です。

この方法は、冬は使用しにくいのが難点ですが、かくはんしながら使用すれば、少しずつですが醗酵が進みます。春まで気長に、管理しましょう。

### 準備するもの

- コンポスター容器  
生ごみの量に合ったものを選びましょう。  
(ホームセンターなどで購入できます)
- 水分調整材  
乾燥した、落ち葉・枯草・土・米ぬか・もみがらなど
- スコップ



### ①コンポスターを設置する

庭にコンポスターが入るサイズの、深さ20cm位の穴を掘り、水はけを良くするため、土をよくほぐしてから設置します。

埋めた容器の周りにつきり土をかぶせて、足で踏み固めます。(かくはんするときに転倒を防ぐため)



容器は、2つ以上用意して交互に使うと効率が良い。

### ②床をつくる

底に10cmくらい水分調整材を入れて、その上に5cmくらい乾いた土を入れます。(微生物の活動が活発になって発酵が促進されます)

### ③生ごみを入れる

生ごみの水をしっかり切り、細かくしてコンポスターに入れます。米ぬか、天ぷら油、魚などのハラワタをいれると微生物の活動が活発になり醗酵が早まります。



2~3日に一度、内部に空気が入るように、スコップでかくはんしましょう。

これを繰り返し、いっぱいになったら2ヵ月以上放置しておきます。



ポイント

○生ごみは、新鮮なものを入れましょう。

○べとべとにならないよう落葉、枯草、もみがらで、水分量を調整しましょう。(握った固まりが、指でくすぐれる程度)

○放置している期間も2週間に一度くらい内部に空気が入るように、スコップでかくはんしましょう。(かくはんして、発酵が促進すれば、夏でも虫や臭いは軽減されます)

### ④堆肥として使う

容器を取りはずし、処理した生ごみを土と混ぜておくと1ヵ月くらいで良い堆肥が出来上がります。堆肥として家庭菜園などに使いましょう。



←③の工程の後、2ヵ月以上放置した生ごみは、微生物に分解され土と見分けがつかなくなります。これが堆肥です。

村では、ホームコンポスター容器の購入に対し、補助を行っています。詳しくは建設水道課環境係 (電話79-7933) へお問い合わせ下さい。

## 「コミュニティ助成(地域防災組織育成助成)事業」で 払沢区自主防災組織と原村消防団の防災備品を整備!!

『払沢区自主防災組織』及び『原村消防団』は、財団法人長野県市町村振興協会の「コミュニティ助成(地域防災組織育成助成)事業」に採択され、次の防災備品を整備しました。

### ■払沢区自主防災組織

払沢区自主防災組織は、防災備品として、防災用ヘルメットや担架、毛布、救急用工具などの災害対応用資材を整備しました。また、防災訓練や防災教育にも活用できるDVD再生機能付きテレビやホワイトボード、モノクロコピー機も揃えました。

払沢区長は「今回揃えた品は、自主防災組織の防災備品としては一部。今後は、区民を対象とした防災訓練を行いながら、必要な物を揃えていき、組織の充実強化を図り、地域防災力を高めていきたい。」と話していました。



### ■原村消防団

原村消防団は、災害時や操法訓練、また日頃の防災訓練などに使用できる防災備品として、投光機、発電機、ビデオカメラを整備しました。

小林団長は、「これらの装備品により、災害現場への照明や災害対策本部としての照明が可能となり、よりよい災害対応が期待できる。また消防団幹部の訓練確認や消防団の記録などの映像が残せ、将来の地域防火を担う人材の育成強化が図れる。」と今後の消防団活動に期待を寄せていました。



### ○コミュニティ助成事業とは・・・

財団法人自治総合センター及び財団法人長野県市町村振興協会が、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行うため、自治会などのコミュニティ組織が行う活動に必要な備品や設備の整備に対して助成を行うものです。



### CONTENTS

■コミュニティ助成事業	2
■始めよう!生ごみリサイクル	3
■春の全国火災予防運動	4
■原村診療所に医師派遣	5
■平成24年原村成人式	6
■くらしの情報	7-9
■行政情報	10-11
■保健・福祉の掲示板	12
■くらしのガイド	13
■はらむらとびっくす	14-15
■はじめまして1才6ヶ月です	16



●表紙写真/1月11日のあひるクラブに参加した親子は、更生保護女性会の皆さんと一緒にまゆ玉作りを行いました。参加者は、家族の健康や家内安全を願いながら、粉をこね、まゆ玉の形に丸めていました。



原村診療所に医師派遣

金子一明先生が、1月から診療にあたっています

昨年4月22日に、原村国民健康保険直営診療所（原村診療所）と諏訪中央病院との医師派遣に関する覚書の調印が行われ、原村診療所に家庭医療プログラムとして2名の医師が派遣されることになりました。昨年5月から8月までの奥知久医師の派遣に続き、1月からは金子一明医師が派遣され診療にあたっています。

金子先生を紹介します!!

1月から原村診療所で診療にあたっている、金子先生に自己紹介をして頂きました。



初めまして。原村診療所に1月から3月までの3カ月、諏訪中央病院から派遣されます金子一明（かねこかずあき）と申します。生まれは群馬県、信州大学を卒業しました。信州大学在学中は市民農園を借りて畑を耕し、山岳部で山に登っておりました。八ヶ岳には夏も冬もよく来ました。映画が好きでNPO法人『松本CINEMAセレクト』という上映団体のスタッフをしています。舞台

も好きで茅野市民館のスタッフさんとも仲良しです。学生時代からいつか住んでみたいと思っていた八ヶ岳山麓で勤務をするのができてとても幸せです。原村での最近のお気に入りには「星空の映画祭」です。東京で映画を学んだ方と地元で頑張っている若い方と組んで、原村の恵まれた環境の中で自分たちの場所を楽しくしようとこのイベント最高です。地域を元気にする

方々と手を取り合って、この地域が元気になるお手伝いをしたいと思っています。常に医療はわき役と考えられています。「病気」は医者が決めるものではありませぬ。検査数値で「病気」と決まるわけではありません。不快な症状によって快適に暮らすことをさえぎられる体験こそが「病気」と思っています。検査の値やいろいろの情報に皆さんが右往左往することのないよう、からだの専門家として困っていることに応えることが医療の役目と思っています。将来の健康を今から守ることも大事な仕事です。個人の健康を守るためには「地域の健康」も大事なことです。避けられない老いや死といった出来事には「福祉」や「保健」が大事です。福祉や保健と手を結びながら、そっと皆さんに寄り添い、皆さんが自分らしく生きていくことにちよつとだけ貢献するよう医療を行いたいと考えています。そのために「総合医」という分野を目指しています。身近な「総合医」

を元気にする方々と手を取り合って、この地域が元気になるお手伝いをしたいと思っています。常に医療はわき役と考えられています。「病気」は医者が決めるも

ではありませぬ。検査数値で「病気」と決まるわけではありません。不快な症状によって快適に暮らすことをさえぎられる体験こそが「病気」と思っています。検査の値やいろいろの情報に皆さんが右往左往することのないよう、からだの専門家として困っていることに応えることが医療の役目と思っています。将来の健康を今から守ることも大事な仕事です。個人の健康を守るためには「地域の健康」も大事なことです。避けられない老いや死といった出来事には「福祉」や「保健」が大事です。福祉や保健と手を結びながら、そっと皆さんに寄り添い、皆さんが自分らしく生きていくことにちよつとだけ貢献するよう医療を行いたいと考えています。そのために「総合医」という分野を目指しています。身近な「総合医」

金子医師は、1月から3月までの3カ月間、安藤公二医師と2人体制で診療にあたります。原村診療所の診療日、担当医師などについては、13ページをご覧ください。

お問い合わせ先  
原村診療所 電話 79-2716 (直通)

春の全国火災予防運動

平成23年度全国統一防火標語

『消したはず 決めつけしないで もう一度』

期間 3月1日(木)~3月7日(水)

春先は空気が乾燥し、風の強い日が多くなることから火災が発生しやすくなります。次のことを守り、火災を起こさないよう注意しましょう。

- 風の強い時はたき火をしない。また、火が完全に消えたことを確認してから、その場を離れる。
- ストープには燃えやすいものを近づけない。
- 寝たばこ・たばこの投げ捨てはしない。
- ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。



住宅用火災警報器を設置しましたか？

火災を早期に発見し、逃げ遅れによる死者・負傷者を無くすために、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

各事業所などでの、訓練や研修会に消防職員を派遣します。希望する場合は、事前に訓練実施計画書を原消防署まで提出してください。

問い合わせ先  
原消防署 予防係  
☎79-2442(直通)



野焼きは禁止されています!!

昨年1年間の火災発生件数は12件で、内5件がたき火の不始末が原因で発生しています。たき火は、確実に火が消えるのを確認するまでその場を離れないで下さい。また、家庭で出るごみなどの、穴を掘っての焼却、ドラム缶での焼却は、禁止されています。例外として取り扱われる場合でもむやみに行なってよいものではありません。ごみを焼却する場合は事前に建設水道課環境係（電話79-7933）に確認して下さい。